

大学における修学支援 — 修学支援新制度の成果と課題 —

MEMBER

増谷 文生朝日新聞東京本社
論説委員兼編集委員**富田 宏治**関西学院大学副学長、
学生活動支援機構長、法学部教授**前澤 暁**桃山学院大学
大学統括部学生支援課課長**矢古宇 克昌**早稲田大学学生部事務副部長、
奨学課長**大谷 奈緒子**
司会東洋大学社会学部教授、
広報・情報委員会大学時報分科会委員**修学支援新制度開始から2年
見えてきた課題とは**

大谷 2019年5月に大学等における修学の支援に関する法律が成立・公布され、2020年度より高等教育の修学支援新制度の運用が始まりました。この制度により支援が必要な低所得者世帯の学生等に対して、授業料および入学金の減免と、給付型奨学金の支給をあわせて措置することとなり、一定の要件の確認を受けた大学等に入学在学している学生等が支援対象となつていきます。本年度、この制度が導入されて3年目を迎えました。制度の導入と時を同じくしてコロナ禍となり、家計急変やアルバイト収入の減少など修学に係る経済的負担はますます増加しています。

本日は大学で修学支援に携わる皆様、そして大学を中核とした高等教育の取材を長く続けておられる朝日新聞社の論説委員兼編集委員の増谷さんに座談会にご出席いただき、各大学における本制度の3年間の成果、現状、課題についてお話を伺う中で、日本における今後の学生の経済支援策のあり方に関する視点を見出してきた

いと思います。まず、各大学における修学支援新制度の現状と成果、独自に取り組んでいる奨学金制度などについてご説明いただきたく思います。初めに、関西学院大学副学長の富田先生、よろしく願います。

所得基準による支援の限界

―ヘックス型奨学金の導入

富田 修学支援新制度は本学においても大いに活用させていただいておりますが、条件に照らし合わせると、中間所得層の学生が十分にカバーされないという点を悩ましく感じています。そのため、この層を支援すべく、修学支援新制度開始に合わせて大学独自の奨学金の仕組みを調整しようとしていたのですが、折しもコロナ禍となり取り組みが遅れてしまっているのが現状です。

コロナ禍の影響で、別の問題も持ち上がりました。親の所得に依存せず、アルバイトで学費をまかない、生計を立てている学生の支援についてです。コロナ禍により多くの学生がアルバイトのシフトを減らされて経済的に困窮しました。しかし、親の所得を基準にすると彼らに支

援を行うことができず、親の所得だけに依拠する奨学金制度の限界を痛感させられました。親の所得が激減した家計急変世帯の学生には、2020年、2021年と特別支給奨学金を適用して支援しましたが、それでも支援することができない自らの所得が減った学生のために導入したのが、「関学ヘックス(H.E.C.S)型貸与奨学金」です。これは学費を後払いにできる制度で、就職後に年収400万円に達した翌年度から返済を開始する無利子の奨学金です。一昨年から、年間で200名を超える学生が利用しています。コロナ禍を受けて急遽導入した制度ではありますが、困窮する学生の現状を見ると、今後も恒常的な制度として残しておくことが必要なのではないかと考えています。

成績要件の撤廃、地域との協力

独自の奨学金制度を整備

前澤 修学支援新制度における高等教育の無償化については所得制限が設けられていますが、その条件から外れていても支援を必要とする家庭があります。そこで、



本学では修学支援新制度の運用開始にともない、「桃山学院大学教育ローン利子補給奨学金」を立ち上げました。これは、大学が提携している教育ローンを利用して、いる学生を対象に、申請があつた年度に限り利子を大学が負担するというものです。ただし、コロナ禍の影響を考へて、2021年度まで在学期間中支援を継続して受けられる特例を適用しました。また、従来から実施している授業料減免制度については、対象学生の枠を増やすと同時に、2020年度から成績要件を撤廃し、学業継続の意思があれば支援を行えるよう変更しました。

コロナ禍に対応して新設した制度としては、学修・通信環境整備への負担軽減を目的とした学生一律5万円の修学支援金の給付のほかに、「下宿費用支援制度」があります。大学に通えず、実家に戻っているのに家賃の負担がかかる学生のために、春学期期間のみ家賃の4分の1相当額、ひと月あたり上限1万円までを支給するというものです。対象としたのは、自宅最寄り駅から大学までの電車による通学時間が片道約3時間以上であることを理由に下宿している学生、または大学が紹介したマンションに下宿している学生でした。2020年度春学

期のみの支援となりましたが、最終的に711名の学生に対して、本制度を適用することができました。また、同時に本学が和泉キャンパスに移転した際、学生マンションを建てていただいたオーナーの皆様にも同様の支援をいただけるようお願いしました。ご協力いただける方もいれば、できる範囲で違う形で学生の力になりたいとおっしゃってくださる方もおり、地域の方々に支えていただいていることを実感しました。

卒業生からの寄付金が支援の力に

矢古宇 国の修学支援新制度と日本学生支援機構(JASSO)の貸与奨学金は、コロナ禍においても、交付額、採用者数ともに大規模、かつ毎月安定して奨学金が交付されるため、学生支援策の中心として活用しました。一方、早稲田大学独自の対応として、アルバイトがなくなるなどで経済困窮する学生に10万円を支給する、緊急支援金の募集を、国の緊急給付金に先駆けて2020年5月1日から開始しました。一刻も早く学生を支援するため、申請段階では収入に関する証明の



矢古宇 克昌氏

提出を求めず窮状を申請フォームに記入してもらい、その内容を精査して順次採否を決定することで、5月15日には支給を開始することができました。本制度では最終的に約5000名の学生を支援しましたが、その原資としては、コロナ禍に際して校友等の皆様からいただいた10億円に上るご寄付を充てさせていただきました。これに続いて、授業料減免制度も実施しました。こ

こちらは、収入に関する証明書を審査して、授業料のうち40万円を減免するという制度で、約500名の学生を支援しました。さらに、従来の本学奨学金の支給を実施し、結果的に2020年度は延べ約9000名に対して約25億円の支援を行いました。今思い返しても非常に困難な1年でしたが、多方面からのご協力を得て学生の支援に取り組むことができたと感謝しています。

学生支援のための原資を いかに確保するか

大谷 ここまで伺ってきた各大学の取り組みについて、増谷さんはどのようにお考えになりますか。

増谷 修学支援新制度の開始と時を同じくしてコロナ禍となりましたが、各大学が独自の支援にも取り組まれたことで、多くの学生の経済的な不安が軽減され、勇気づけられたことと思います。

朝日新聞では、河合塾と共同で「ひらく 日本の大学」という調査を毎年実施しています。2021年度の調査結果によりますと、「授業料減免を行った大学に

対して補助金の拡充を政府に求めたい」とする大学が89%に上りました。この結果から大学によっては、コロナ禍を受けて実施した学生支援の増加によって、経済的にかなり厳しい現況にあるのではないかと予想されます。実際、「今後、経営困難な大学が増える」と懸念している大学は68%でした。各大学がどのように財源を確保されたのか、またこうした支援を持続可能なものにするのであれば、今後どのように確保していくのか、可能な範囲で皆様にお伺いしたく思います。

全員一律学費返還ではなく

学びの環境整備を選択

富田 本学はキリスト教主義の大学ということもあり、相互扶助の考えに基づいて学費収入の一定部分を奨学金に充てるということを原則にしています。他方で、本学では現金を支給する以外の方法で学生を支援することも考えました。本学はすべての学生に均等に現金を返還して浅く広く支援するよりも、返還に充てられる額を原資として、緊急事態下においても困窮する学生が充

実した学びを得られる環境を整えることが大事だと考えたのです。そこで、オンライン環境を整備するために約1000台のPC、約2000台のWi-Fiルーターを確保して学生に無償貸与しました。また、プリンターを持っていない学生のために、一人500枚までコンビニでネットプリントができるアカウントを数千単位で発行しました。こうした対応についてはクレームもありましたが、我々としては困窮する学生を全力で支援するためだということをお伝えして理解を求めました。

前澤 本学でも経済支援のための奨学金の支出はコロナ禍以前に比べて大幅に増えました。そのため、業務効率化を図るなど、経費の削減に取り組んでいます。今後、コロナ禍が収束すれば支援が必要な対象も変わってくるでしょうから、支援制度を随時見直していきたいと考えています。

矢古宇 前述のとおり、本学では校友等の皆様からのご寄付を学生支援の奨学金等や、学生がオンラインで授業を受ける際のPCやWi-Fiルーターの無償貸与などにも活用させていただきました。また、感染防止対策としては、教室の換気設備の拡充なども実施していま

す。なお、通常の奨学金の原資については、本学の基金や資金が中心となりますが、一般財源や校友会等からの定期的な寄付金も組み込まれます。

奨学金に対する根強い抵抗感

―正しい制度理解の必要性

増谷 ありがとうございます。コロナ禍において、各大学で工夫されながら財源を捻出されていることがよくわかりました。修学支援新制度の話題に立ち返りますと、全国大学生生活協同組合連合会が学生の1カ月の生活費について調査を行っています（「学生生活実態調査」）。下宿生が生活費に充てている奨学金の額を調査した結果、2011年度は2万5000円程度でしたが、2021年度には2万円程度と大きく下がっています。一方、生活費に充てているアルバイト収入の額は、2011年度の2万1500円が、2021年度に2万9000円と大幅に増えています。

私たちは、15年ほど前に奨学金の返済に苦労している学生が多いというニュースが話題になったことから、



増谷 文生氏

奨学金を利用することに抵抗感が生まれたのではないかと考えています。特に保護者が、奨学金を利用することに強い抵抗を持っているという調査結果もあります。このことから、返済の必要のない修学支援新制度の給付型の奨学金があるにもかかわらず、借金を背負わせて卒業させたくないと考えて利用しない家庭が多くあり、本来、対象となる学生が給付を受けられていない現

状があると予想されます。その原因として、保護者だけでなく、高校の教員に対しても修学支援新制度の周知が図れていないことが考えられます。こうした実情に対する皆様のお考えもお聞きしたく思います。

修学支援新制度を

広く周知するために

大谷 確かに保護者の世代では、学費が現在のように高額ではなかったため、奨学金になじみがなく、利用するのに抵抗がある家庭もあるように思います。しかし、現在の学費と家計のバランスを考えると、奨学金を利用しないと大学生活を続けていくのが難しい家庭も多いのが現状かと思えます。コロナ禍によりオープンキャンパスなども対面で開催できず、十分に情報を伝えきれない状況もあるかと思えますが、その中で、高校生向け、保護者向けに修学支援新制度の周知を図るべく、大学独自の取り組みをされていたら教えてください。

富田 本学では相互扶助の精神に基づいて奨学金制度

を実施していますので、基本的には給付という形をとっています。それだけでは支援しきれない学生には貸与型の奨学金で対応してきましたが、返済を求めるのは大学としても大変な作業になります。そのため、ほとんどを給付型に切り替えて貸与型を減らしてきたところですが。そうしたことも踏まえながら、コロナ禍で捻り出した苦肉の策が、ヘックス型奨学金でした。貸与額や返済のスケジュールなどについてさまざまな角度から計算を行った結果、無利子で学生の年収が400万円に達してから返済を始めるという形をとりました。

奨学金は本来、保護者に貸与するのではなく、学生の将来のために貸与するものです。大学の意義は社会に人を送り出すだけではありませんし、金銭だけが豊かな人生に寄与するものだとも考えません。しかし、今の世の中では金銭的な保証がなければ真に豊かな生活を送りにくいのは確かです。そう考えると、やはり400万円程度の収入を得られるような社会人に育てることも大学としての一つの責任だと思うのです。すべての学生に真に豊かな人生を送ってもらおうということを本学の目標として掲げていますが、年収400万円から返済



富田 宏治氏

開始、月の返済額が1万円程度という制度は、決してそれと矛盾するものではないと思います。

コロナ禍に対応した応急処置であったため、完全な制度ではないかもしれませんが、今後はヘックス型奨学金のような制度について、国や各大学で真剣に検討されてもいいのではないかと思います。

前澤 本学では、「M-Port」という学生・保護者向け



ポータルサイトを通じて各種奨学金や地方自治体・民間団体の奨学金等の情報を発信しています。

状況に応じて

給付型・貸与型の双方の利用を

矢古宇 本学で、受験生や保護者の皆様にお伝えしているのは、本学奨学金は2009年度で貸与型奨学金を終了し、現在用意されている約150種類の奨学金は全て給付型で、年間約4500名の学生がこれを受け給しているという点です。また、奨学金の相談をお受けしていると、確かにJASSOの貸与型奨学金に抵抗感を持たれている方は多いのですが、アルバイトに明け暮れることなく、しっかり勉学に励むためにも、状況に応じて貸与型も検討の選択肢に入れていただきたいという旨をお伝えしています。説明にあたっては、本学現役学生の約7000名がJASSO貸与奨学金を活用している旨や、JASSOが公表している延滞率を示すなどして、受験生や保護者の皆様の不安を少しでも取り除けるよう心掛けています。

制度導入がもたらした変化と課題

大谷 私大連の学生委員会奨学金等分科会がまとめた「令和3年度奨学金等分科会報告書」により、2020年度の修学支援新制度の支援対象者数が5万3688名。そのうち、学業成績による適格認定によつて認定取り消しとなった学生が、春・秋学期末を合わせて289名となっています。また支援対象者のうち貸与奨学金と併用している学生が、第一種奨学金で1万4146名、第二種奨学金で5876名、第一種・第二種併用が1万650名となっています。

各大学の現状や取り組みなどを踏まえ、実際の進学者層の変化、進学後の環境が向上したかどうか、そして奨学金を給付・貸与されることで休学者や退学者が実際に減少しているのかどうかなどについてお伺いしたいと思います。

富田 正確な数字は把握しておりませんが、修学支援新制度による進学者数の変化はないように思います。制度導入により、これまでの授業料減免に対する補助金が廃止となり、大学側の負担が増えるのではないかと

と注視していたのですが、大きな変化は見られないのが実情です。その辺を見定めて奨学金のやり繰りを検討するつもりでいましたが、コロナ禍が重なって困窮する家庭が増えたことから、変化がはつきり捉えられなくなったということもあると思います。そういう意味では、コロナ禍がもう少し落ち着いてきた頃、正確に状況が把握できるのではないかと考えています。

実情に合わせた要件緩和が望まれる

前澤 本学でも進学者層の変化は見られません。経済的事由による除籍退学もコロナ禍以前と大きくは変わりません。しかし、修学支援新制度のおかげで、コロナ禍であっても大きな影響が出ずに済んだとも考えられます。個人的には、修学支援新制度には大きく2つの課題があると感じています。

1つ目は家計急変世帯に対する給付条件です。通常、過去3カ月以内に保護者が失職したり、死亡するなどして経済的支援が受けられない学生が対象となりま



前澤 暁氏

す。しかし、本学では両親の離婚により支援が受けられなくなり困窮するケースがあるものの、条件に該当しないため給付の対象とならないのです。また、我々の周知不足も要因かもしれませんが、3カ月を超えた後に相談に来た学生が、給付を受けられなかったというケースもありました。そのため、家計急変の要因に離婚を追加したり、過去3カ月から過去1年に期間を延ばすなど、

要件緩和が検討されるべきだと考えています。

2つ目は多子世帯への支援についてです。例えば、主たる家計支持者の年収が400万を少し超えたくらいに家庭で、3人の子どもを私立大学に通わせるのは非常に大変ですが、修学支援新制度では対象外になってしまうことがあるのです。多子世帯に対する支給条件の緩和は現場の人間として切に望むところです。

矢古宇 本学の進学者層も基本的には変化は感じません。その理由として、本学が以前から実施している奨学金制度があると考えています。本学では2009年度に入学前の学生を対象とした「めざせ！都の西北奨学金」制度を開始しました。経済状況による選考で採用候補者1200名が選ばれ、入学前の段階で入学後4年間の奨学金支給が約束されるという制度です。修学支援新制度もこれに類似した制度であることから、進学者層の面では変化が少なかったのではないかと推測しています。

その上で国に見直しをお願いしたいことがあります。修学支援新制度が開始されたことで、2020年度から学部学生の授業料減免等に対する補助金が廃止と

なりました。しかし、「めざせ！都の西北奨学金」などの制度は、国の補助金を活用して大学が独自性を打ち出すために設計し、運用してきた制度です。奨学金制度は一定の継続性が求められる性質のものであることから、補助金が廃止された今も大学はその財源を自ら補填しながら、学生の支援を継続している状況です。従って、国には修学支援新制度と並行して、このような大学独自の取り組みへのサポートも検討いただけたらありがたいです。

また、修学支援新制度の区分見直しは10月に行われます。前年の保護者の収入状況をもとに9月頃に区分の変更が通知されるのですが、学生によっては9月に対象外の通知が届き、翌10月から給付が打ち切られるケースもあります。これは学生・保護者が資金計画を立てる上で非常に困難なスケジュールです。原資が税金であることは承知していますが、本制度の趣旨からも、年度単位の運用とし、9月通知、翌年4月から区分適用といった余裕を持ったスケジュールへの変更が望まれます。

増谷 ご出席の各大学においては進学者層に変化が見られなかったということですが、低所得者層から私立大



大谷 奈緒子氏

学や専門学校への進学がかなり増加したという研究結果も出ています。国公立大学へ進学を希望する受験生は、貸与型奨学金から修学支援新制度の給付型奨学金に切り替えることで志望校を変えない一方、これまで進学を考えていなかった家庭、あるいは進学者が少なかったような地域から、受験のしやすさといった問題から、私立大学や専門学校へ進学するケースが増えたと

みられています。全国的にはこうした傾向があるということをお伝えしておきます。

今後の修学支援新制度への期待

大谷 学生が経済的な不安を持たずに大学生生活を送れるような制度設計が今後も必要とされます。これまでのお話を踏まえて、今後の修学支援のあり方についてご意見があればお話しください。

増谷 岸田文雄首相が議長を務める教育未来創造会議では、修学支援新制度の改善が検討され、「中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施」が提言されました。現状、教育支援を受けられる年収は3段階に区分されていますが、年収380万円を超えると教育支援がゼロになる「崖」を解消するためにも、中間所得層への支給は検討されるべきでしょう。実際、子どもの数などによって不公平感が生じていますし、それにより保護者が収入調整する懸念もあります。その点、子ども3人以上の多子世帯への条件緩和は非常に良い施策

だと思えます。

また、国としては「科学技術や地域振興の成長分野を牽引する高度専門人材」の育成を求めている、私立大学では学費が高い理工農学系の学生への支援の拡充を提言しています。しかし、さらに学費の高い医薬系に進んだ学生の支援はどうなのかという問題があります。そもそもイノベーションを起こせるような人材の育成を加速させるには、大学入試対策として、高校の時に文理を分けてしまう仕組みから改革する必要があるのではないかと思います。

国は、富田先生のお話にあったヘックスの仕組みを、「出世払い」方式として導入することを検討しています。対象人数を絞るため修士課程の学生が対象になると言われていますが、学部まで対象を広げないと意味がないという議論もあります。しかし、そうなると数兆円規模の予算が必要となります。また、返済基準となる所得の設定も難しい問題になります。修学支援新制度ができたこと自体、一歩前進だと思えますが、本当に必要な人に支援を届けられているかといえば、まだまだ不十分だと思えます。今後、国公私立の枠組みを超えて、



国へ改善を求めていくことが必要だと考えます。

また、低所得世帯では受験料さえ捻出するのが厳しく、1校受験に絞る、学校推薦型選抜の受験しか選択できないという現状があります。それに対して、東京都では受験生チャレンジ支援貸付制度を導入し、高校3年生らに上限8万円を無利子で貸与し、進学すれば返済免除という形をとっています。良い制度ではありますが、こうした制度を実施する余裕のない自治体との格差が生まれてしまう懸念もあります。

支援の枠が広がることは結構ですが、修学支援新制度はどうしても複雑で、保護者や学生がそれを十分に理解して利用できていない現状があります。そのため、制度についてしっかり伝える仕組みをさらに充実させていく必要があると思います。修学支援新制度が開始されるにあたって、JASSOがスカラシップ・アドバイザー派遣事業を実施しています。全国の高校等に赴き「奨学金等進学・修学資金ガイダンス」を行っているのですが、1700人のフィナンシャルプランナーが登録しているにもか



かわらず、2021年度実績で、オンラインを含めて700件の利用しかないそうです。せっかくそういう制度を作っても、それ自体が周知されていないという問題があるのです。今後は、大学なども含めて、制度の活用が進むようにアピールしてほしいと思います。

大谷 皆様のお話を伺って、より多くの勉学意欲のある学生が進学し、安心して学生生活を送るためにも、利用しやすい修学支援制度へと改善していただきたいと思いますし、関係者に周知されるよう私も努めてまいりたいと思います。本日は貴重なご意見をありがとうございました。